

第 2 2 期第 1 4 回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 1 月 2 2 日 (月) 1 4 : 0 0 ~

2 場 所 豊前海水産会館
京都郡苅田町磯浜町 1 - 2 - 6
電話 0 9 3 - 4 3 4 - 1 7 0 4

3 議 題

(1) なるとびえい流し刺し網漁業の許可方針について (協議)

資料 1

(2) 豊前海区における新規許可に係る制限措置及び申請期間について (諮問)

資料 2

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について (報告)

資料 3 - 1

(4) 全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について (報告)

資料 4

(5) その他

なるとびえい流し刺し網漁業許可方針の改正について

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

【なるとびえい流し刺し網許可について】

- ・ 豊前海において、なるとびえいによる二枚貝類の食害が深刻化したことから、平成19年度から駆除事業を開始。
- ・ 当初は専用の許可が無かったことから、他の刺し網や枴網、空釣なわ等で駆除を行っていた。
- ・ その後、平成20年5月に、なるとびえいの採捕を目的とした流し刺し網の許可が新設された。その際、「今後のなるとびえいの資源、出現状況や他の漁業種類との競合をみて必要に応じて制限を検討していくということが必要」との認識のうえ、操業区域を恒見以南の沿岸域として設定。

【要望内容】

令和5年12月1日、豊前海区漁業協同組合長会より、下記に示すとおり、なるとびえい流し刺し網許可の漁業時期及び条件（操業区域）の変更要望が豊前海区漁業調整委員会へ提出された。

漁業時期：6月1日～11月30日→4月20日～11月30日

条 件：操業区域に門司区恒見～同区蕪島までの区域を追加

【要望の理由】

漁業時期の変更及び区域の拡大により、なるとびえいの駆除を広範囲で円滑に行うため。

【改正案】

要望内容を反映。詳細は別紙のとおり。

【新許可証発行までのスケジュール（見込）】

R 6 . 1 月	漁業許可方針改正（案）漁調委協議
R 6 . 1 月	現漁業許可返納受付
R 6 . 1 月	新規許可要望調査
R 6 . 2 月	公示、申請受付
R 6 . 3 月	新許可証発行

令和5年12月1日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛 殿

豊前海区漁業協同組合長会
会 長 豊 田 達



要 望 書

豊前海区漁業調整委員会におかれましては、平素より豊前海区沿岸漁業の振興に多大なご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、豊前海はアサリをはじめとした様々な貝類資源が育まれる豊かな海域でしたが、近年、これらの貝類を捕食する、ナルトビエイの来遊により、貝類資源が減少しております。

このような中、我々漁業者は国や県、豊前海区海洋環境保全協議会等と協力し、ナルトビエイの駆除に取り組んでいるところです。漁業者自らがそうした取り組みを継続してきた結果、少しずつではありますが来遊するナルトビエイの小型化等の成果も見え始めているところです。

豊前海区漁業協同組合長会といたしましては、このナルトビエイの駆除をより広範囲で円滑に行うため、漁業時期の変更と操業区域の拡大が必要であると考えております。

つきましては、下記のとおり、なるとびえい流し刺し網漁業の許可内容を変更していただきますようお願い申し上げます。

記

漁業時期：6月1日～11月30日→4月20日～11月30日

条 件：操業区域に門司区恒見～同区蕪島までの区域を追加



以上

ナルトビエイについて

福岡県水産海洋技術センター
豊前海研究所

【ナルトビエイ基本情報】

- 標準和名：ナルトビエイ
- 学 名：*Aetobatus narutobiei*
- 分 類：エイ目トビエイ科
- 食 性：主に二枚貝類を捕食
- 分 布：主に有明海、周防灘を含む
九州沿岸域と瀬戸内海に分布



【豊前海での生態】

- ・ 豊前海に生息するナルトビエイは、周防灘、別府湾、豊後水道を回遊。
- ・ 胃内容物調査の結果からは、当海区でも体重の 0.5%相当の二枚貝類を捕食していた記録があり、二枚貝類の資源に影響を与えている。
- ・ 豊前海研究所は、不明な点が多い本種の生態について調査を実施している。これまでの調査の結果から宮崎県以南の外海域に至るまで広域に回遊し、豊前海沿岸には4～10月頃にかけて広域に生息していると考えられている。

【ナルトビエイの混獲、目撃情報について】

- ・ 柄杓田地先で操業する漁業者や、ナルトビエイの駆除を行っている漁業者及びナルトビエイ駆除事業の運営者に聞き取りを行った結果、以下のとおり混獲情報及び目撃情報を得た。

＜聞き取り結果＞

- ・ 4月～5月に豊前海の北部域を中心に広範囲で遊泳しているところを確認している。
- ・ 柄杓田地先で漁業をしているときに頻繁に目撃する。
- ・ 4月に柄杓田周辺を含む北部域で、群れで行動している。

【改正についての意見】

- ・ 本種の生態や聞き取りの情報を考慮すると、当海区において、4～5月にナルトビエイが生息していることと、柄杓田地先に同種が生息していることは明白であると考慮され、今回の改正は妥当であると考えている。

刺し網（なるとびえい流し網）漁業許可方針 新旧対照表

改正案	現行
1 (1) ～ (4) (略) (5) <u>4月20日</u>から11月30日まで ただし、11月30日以前に駆除事業が終了した場合は、事業が終了した日をもって漁業時期の末日とする。	1 (1) ～ (4) (略) (5) <u>6月1日</u>から11月30日まで ただし、11月30日以前に駆除事業が終了した場合は、事業が終了した日をもって漁業時期の末日とする。
1 (6) ～ 2 (略)	1 (6) ～ 2 (略)
3 (1) イ <u>北九州市門司区蕪島東端</u> ロ 北緯33度52分3秒、東経131度2分19秒に設置された灯浮標 ハ 北緯33度48分27秒、東経131度2分13秒に設置された灯浮標 ニ ロの点と豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結ぶ線の交点 ホ 築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結ぶ線と、築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標と大分県中津市小祝築港突堤突端とを結ぶ線の中央点から6度15分の線との交点 ヘ 福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点 ト 築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標	3 (1) イ <u>新門司防波堤灯台</u> ロ 北緯33度52分3秒、東経131度2分19秒に設置された灯浮標 ハ 北緯33度48分27秒、東経131度2分13秒に設置された灯浮標 ニ ロの点と豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結ぶ線の交点 ホ 築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結ぶ線と、築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標と大分県中津市小祝築港突堤突端とを結ぶ線の中央点から6度15分の線との交点 ヘ 福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点 ト 築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標
3 (2) ～ 5 (略)	3 (2) ～ 5 (略)

刺し網（なるとびえい流しさし網）漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
なし	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡荏田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町

(2) 船舶の総トン数

なし

(3) 推進機関の馬力数

なし

(4) 操業区域

福岡県豊前海区海面

(5) 漁業時期

~~6月1日~~ 4月20日 から11月30日まで

ただし、11月30日以前に駆除事業が終了した場合は、事業が終了した日をもって漁業時期の末日とする。

(6) 漁業を営む者の資格

なし

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ直線の以東、以北の区域で操業してはならない。

イ ~~新門司防波堤灯台~~ 北九州市門司区蕪島東端

ロ 北緯33度52分3秒、東経131度2分19秒に設置された灯浮標

ハ 北緯33度48分27秒、東経131度2分13秒に設置された灯浮標

ニ ロの点と豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結ぶ線の交点

ホ 築上郡築上町築城航空灯台と大分県中津市中津港灯標とを結ぶ線と、築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標と大分県中津市小祝築港突堤突端とを結ぶ線の中央点から6度15分の線との交点

へ 福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点

ト 築上郡吉富町大字小祝京泊護岸土木石標

- (2) ナルトビエイ以外のものを目的として操業してはならない。
- (3) 操業中は漁具から見える範囲以上に離れてはならない。
- (4) 操業時間は日の出から日の入りまでとし、時間外操業をしてはならない。
- (5) その他事業実施主体から要望があり、県が認めた項目については条件に加えることがある。
- (6) 4月1日～9月30日の間はなまこを採捕してはならない。
- (7) 11月1日～12月20日の間はあわびを採捕してはならない。

4 申請者の添付書類等

なし

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年 of 漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和6年1月22日改正）

この許可方針は令和6年1月22日から施行する。（（5）漁業時期の変更、条件（1）イの変更）

(現行)



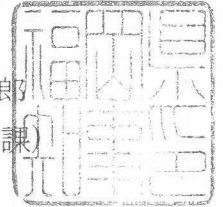
(改正案)



5 漁管第 1 5 1 1 号
令和 6 年 1 月 1 8 日

豊前海区漁業調整委員会
会長 江口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条（以下「第 42 条」という。）第 1 項及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	3	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
刺し網漁業	ぼら囲刺し網漁業	福岡県豊前海海面	1月1日から12月31日まで	—	—	2	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌9月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	3	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第三種けた網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月8日から翌4月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	3	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者 手繰第二種えびこぎ網漁業の許可を受有している者
ごち網漁業	雑魚1そうごち網漁業	福岡県豊前海海面	4月1日から3月31日まで	—	—	1	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者
刺し網漁業	なるとびえい流し刺し網漁業	福岡県豊前海海面	4月20日から11月30日まで	—	—	9	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同吉富町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで

【関係法令】

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

（新規の許可又は起業の認可）

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

（知事許可漁業の許可への準用）

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、

「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第四十三条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第四十六条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条第一項中「、農林水産省令」とあるのは「、規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

福岡県漁業調整規則（令和２年福岡県規則第 62 号）

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 漁業を営む者の資格

２ 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごと

に知事が定める期間とする。ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

資料 3 — 1

(22 期 14 回豊前海区漁調委)

(令和 6 年 1 月 22 日)

全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和 5 年 1 月 16 日 (木) 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで 〕
〔 開催場所 ホテルグランデはがくれ 1 階「ハーモニーホール B」 〕

【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会 (会長、事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課、九州漁業調整事務所、内閣府沖縄総合事務局
農林水産部林務水産課
- (3) 佐賀県農林水産部長、佐賀県連合海区漁業調整委員会 (会長、事務局)、県内海区
漁業調整委員会 (会長)、県農林水産部水産課

1 開会

司 会：事務局長 江口 泰蔵

2 挨拶

① 主催者挨拶

全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 川寄 和正 (佐賀県連合)

② 開催地挨拶 (地元海区)

佐賀県連合海区漁業調整委員会 副会長 西久保 敏

③ 来賓挨拶

水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義

④ 地元県挨拶

佐賀県農林水産部副部長 池田 知優

⑤ 来賓紹介

3 議長選出

佐賀県連合海区漁業調整委員会連合会 副会長 西久保 敏

4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

・長崎県連合海区

・福岡県連合海区

5 議事

第1号議案 令和6年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

- ・協議事項：なし
- ・照 会：大分海区
：福島、静岡海区、東京海区

第3号議案 次期開催海区について

- ・福岡県連合海区

第4号議案 令和10年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の開催海区について

- ・鹿児島県連合海区

6 その他

7 閉 会 16時20分

8 講 演 16時30分

- ・「遊漁と漁業の調整について」
- ・講師：水産庁管理調整課 課長補佐 土方 教義

〔情報交換会〕18時頃から20時まで

- ・1階 「ハーモニーホールA」
- ・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果

Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について	
要望内容	国の回答
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	しっかり取り組んでいく
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	活動に支障を生じることのないよう、予算確保に努める
3 新たな漁業関係法令の改正について	今後とも必要な意見交換等を適切に実施し、情報共有を行う
4 海区漁業調整委員の資質向上について	研修会開催を実施
Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について	
要望内容	国の回答
1 違法操業の取締強化等	今後もしっかり対応していく 「漁業監督公務員研修会」を開催し、漁業監督吏員の資質向上を図る
2 「密漁もの」の流通防止	「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が施行され、制度運用に関するマニュアルの作成、説明会の開催、電子システム導入支援を実施
Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について	
要望内容	国の回答
1 クロマグロ資源の適正利用	
① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現	資源は順調に回復しており、最新の資源状況に見合った更新ができるよう努力したい 国内配分については、沿岸漁業に配慮した配分を実施
② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	2023年漁期のクロマグロ漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた配分の考え方に従い、沿岸漁業に配慮した配分を実施。
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置	
① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示	季節や地域毎のクロマグロの来遊に則して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努める。
② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	引き続き必要な予算の確保に努める。
③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	予算の確保に努めるとともに、水産加工業者については加工原料を転換する際に必要な機器の導入等に支援を行っていく。
④ 漁獲状況を把握するシステム構築	現場での漁獲報告の電子化を一層進め、できるかぎり簡便な方法による報告が可能となるよう進めていくこととしている。 ※2022年度末で目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了
3 遊漁者等の操業自粛措置	採捕規制措置の必要性の周知を図る 遊漁者からの採捕数量の報告を陸揚げ後10日から5日に短縮（迅速な報告を求める） 都道府県や海上保安庁と連携し、疑義情報に基づく検査を実施

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

要望内容	国の回答
1 沿岸漁業と沖合漁業の調整	
① 水産庁による両者の共存共栄のための話し合いの主催と合意形成の斡旋	継続していく
② 沿岸に準じた禁止期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し	一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく、両者の話し合いの場の斡旋、立ち会いを行う 許可の見直しにあたっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応する
③ カツオやスルメイカにおける沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	同上
④ 海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	同上
⑤ 漁業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮	同上
2 マサバ太平洋系群の適正利用	
① 適切な資源管理の実施に係わる指導と、大中型まき網漁業及びロシア漁船による漁獲の調整	引き続き適切な資源管理を行うとともに、その効果が損なわれないようにロシア漁船の数量についても対応する。 また目標管理基準値は、最善の科学情報である資源評価に基づき設定しており、漁獲以外の海洋環境に考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理についても検討する。その上で、資源管理システムの構築にあたっても説明会等を行い、漁業者の理解と協力を得た上で進め、資源管理を実施する上で生じた減収については支援策を講じることで、資源管理の推進と収入源への支援への両立を図っていく。
② 適正な目標管理基準値の設定	
③ 漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施	
3 カツオ資源の適正利用	今後もカツオの来遊経路の調査を継続しつつ、カツオ資源の持続的利用に向けた適切な資源管理措置が講じられるよう、関係国に働きかけを行っていく。また、大臣許可漁業と沿岸漁業間に生じる漁業調整に於いては、立会や調整等を通じて協議が行われるよう指導してきており、今後も取組を継続する。
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	今後も公海での調査研究を行い、資源評価の精度向上を図りたい。また、本年3月に予定されていたNPFC（北太平洋漁業委員会）の年次会合は延期されたものの、資源管理の充実に向けて、引き続き関係国に積極的に働きかけを行う。
5 沖合漁業の操業秩序の確立	
① 附属船を含む大中型まき網漁船全船へのVMS設置の義務付け	漁業法第52条第2項に基づく命令の対象とされていない大中型まき網の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針」において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置を義務づけるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考えに則り、適切に対応する。
② VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化等	

V 漁業法改正後の制度運用について

要望内容	国の回答
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	水揚げ情報収集体制整備は、ほぼ全ての都道府県で必要な取り組みが完了 取り組みが残っている一部の県については、個別に補助金等の活用を含め相談に対応
2 新制度の円滑な運用について	
① 地域課題への対応における指導・助言 ② 漁業権切替手続きにおける指導・助言	必要な指導・助言を実施
3 新たな資源管理措置等について	
① 漁業現場の実情に則した資源管理措置の検討 ② 漁業者等の理解と合意のもとでの資源管理措置の検討 ③ 沿岸の零細漁業の経営に十分配慮した資源管理措置の実施 ④ 成長対策の具体化	操業実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係者と丁寧に議論して検討していく 漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理と短期的に生じる収入源への支援の両立を図る
新 ⑤ 漁獲→水揚げ→流通→消費の経路の監視によるTAC魚種の正確な漁獲量把握の仕組みの整備	流通経路が資源ごとに様々であることから、ステップアッププロセスのステップ1において実態を把握しつつ報告体制を進めていく
新 ⑥ 選択性の高い漁具や小型魚漁獲削減技術普及への支援	技術開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて技術普及を図る

VI 外国漁船問題について

要望内容	国の回答
1 排他的経済水域の境界の画定	水産庁、外務省、両省庁として引き続き交渉の進展が図られるよう対応する。
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	
① 日台漁業取決め運用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制 ② 日台漁業取決め運用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のPI保険の加入の義務化	日台民間漁業取り決めによる操業ルールを継続して運用し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう全力を尽くす。
③ 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくなること、②暫定水域の問題が解決しないことなどから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き粘り強く取り組んでいく。 また、海底清掃に係る事業については、今後も関係漁業者への支援を継続し、必要な額を確保できるよう努力する。
④ 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序維持確立とサンゴ網対策	操業秩序の維持や水産資源の管理についての協議を粘り強く進めていく。

Ⅵ 外国漁船問題について

要望内容	国の回答
⑤ ロシア水域における操業条件緩和交渉等にかかる支援継続と「さけ・ます流し網漁業」に代わる代替漁業法等 ⑥ E E Z 内におけるロシア大型トロールによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害補償の実施	ロシア水域における日本漁船の操業条件の緩和について、漁業交渉の場において努力するとともに、安定的操業を支援していく。漁具被害については未然に防ぐために、漁具設置位置を情報提供するとともに、慎重な操業の指導を要求する。発生した漁具被害については現状復旧のための支援をしていく。
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保 ① 領海及びE E Z 内における外国漁船に対する徹底した取締の実施 ② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や関係機関に対する情報提供 ③ 外国漁船等の避泊にかかる地元漁業や環境に対する影響の防止 ④ 北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供	漁業取締船に乗船する漁業監督官など海事職の増員 水産庁内に外国漁船の対応に特化した「外国漁船対策室」を設置 外国漁船や外国公船の位置や動向など漁業取締情報の提供は困難だが、水産庁と海上保安庁が連携し、日本漁船の安全確保が出来るように対応 引き続き、緊急入域についての指導、入域海域の秩序維持を図るとともに、外国業者に対して基本ルールの遵守を要請 水産庁としてはミサイル発射情報を自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に導入し、引き続き関係省庁や関係機関と連携を図る。また、外務省としては必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げる。
4 被害の救済	暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

要望内容	国の回答
1 遊漁と漁業の調整 ① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施 ② スピアフィッシングに対する指導強化 ③ 遊漁者の資源利用の実態把握 ④ 遊漁者の資源管理の協力	水産庁HPに地方のルールを確認しやすいようにしている他、マナーの向上を目指しパンフレットを作成し、イベント等で配布。 漁具の構造、規模、使用方法に応じて判断する必要があるため、各都道府県に相談の上、各都道府県の実態に即した対応を要請 遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みの構築を検討 改正遊漁船業法において協議会制度を創設しており、これを有効に活用していただきたい
2 プレジャーボート等の運行に係る安全性の確保と漁業被害の防止 ① 利用者に対する保険加入の義務付け又は漁業被害を想定した物損被害の補償の充実	水産庁としては加入促進活動を積極的に展開する。 海事局としては、漁業被害を想定した対物補償を含む保険加入義務付けの法制化は困難のため、任意保険への加入を促進。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

要望内容	国の回答
プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討 ②	漁業調整委員会指示による届出制の導入により対応が可能な場合もあると考えられるため、地域毎の必要性に応じ検討して欲しい。
3 ミニボートによる危険行為の防止 ① 安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必着 ② 海難事故や円滑な救難活動対策のための実効性ある対策の実施 ③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備 ④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	船舶の安全について一義的に担当する国土交通省へ伝える。水産庁、海事局としては、省庁のHPに「ミニボート安全マニュアル」を掲載し情報提供中。 水産庁としては、HPに「ミニボート安全マニュアル」を掲載し、広報活動を実施。 海事局としては、船舶検査や登録制度の必要性に乏しいと認識しているが、関係団体と協力して安全啓発活動に取り組む。 水産庁、海事局とともに、日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険への加入促進に取り組んでいる。

令和6年度要望事項(各県提出議題)

要望事項		提案県	
I 海区漁業調整委員会制度	海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	長崎 熊本	継続
	地方自治体への適切な指導・助言	大分	継続
III 太平洋クロマグロの資源管理	国留保枠の有効活用、漁獲上限の拡大、漁獲枠の増枠が承認された場合の沿岸の零細な漁船漁業への優先配分、遊漁者への指導強化、経営安定対策の拡充、クロマグロによる他漁業種(イカ釣りなど)への被害対策、	佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	継続
IV 沿岸資源の適正な利用(沿岸漁業と沖合漁業の調整)	大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡 熊本 鹿児島 長崎	継続
V 漁業法改正後の制度運用	地方自治体への適切な指導・助言	大分	継続
	新たな資源管理措置について ・資源評価制度の向上 ・関係漁業者の理解と協力を得た上で、沿岸漁業の経営に配慮 ・遊漁者への資源管理取り組み体制の構築 ・減収が生じた際の経営維持対策 ・漁獲枠配分方法、漁獲量の管理、集計方法を具体的に示したうえで関係者の理解を得ること	大分 福岡 長崎	新規
VI 外国漁船問題	我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について	福岡	継続
	日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について	長崎	継続
	日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について		
	東シナ海における漁船の安全操業確保について	熊本	
	日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について	鹿児島	
	日中漁業協定の見直しについて	沖縄	
VII 海洋性レジャーとの調整(ミニボートによる危険行為の防止)	所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など	佐賀 熊本	継続

令和5年度（第58回）
全国海区漁業調整委員会連合会
西日本ブロック会議

日時 令和5年10月26日（木）～10月27日（金）

場所 広島県広島市 ホテルメルパルク広島

会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

(1) 開催海区（兼主催者）

広島海区漁業調整委員会

北田 國一 会長（全国海区漁業調整委員会連合会副会長）

(2) 来 賓

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室

木村 聡史 課長補佐

水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調整課

見崎 日向子 調整係員

開催県 広島県農林水産局

大濱 清 局長

3 議長選出

4 議事録署名人選出

5 報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果等

6 議 事

第1号議案 西日本ブロック会議要望事項について

第2号議案 次期開催海区について

7 情報交換

公募による定置漁業への参入事例について（高知海区）

【令和6年度要望】

継続要望

令和3年、令和4年、令和5年一部修正

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の漁業法施行により、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。今後も国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構の運用により、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのため、海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

2 「密漁もの」の流通防止

- ① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。
- ② 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。
- ③ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な数量管理、漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を98%と将来予測したことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合せて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに、瀬戸内海等の新たな来遊海域における調査を行うこと。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安部との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。
また、遊漁者による大型魚採捕の再開にあたっては、具体的な管理の枠組み整備を国の責任で早急に進めるとともに、速やかに正確な採捕数量が把握できるよう遊漁者の報告体制を確立すること。

継続要望

令和3年、令和4年、令和5年一部修正

IV 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたなど、制度が大きく変わったことで、漁業権の切替えや適正化指導において事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に、許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和6年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新制度の円滑な運用について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 法定の免許の優先順位が廃止された後も、漁業権切替手続きが適正かつ円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。

3 新たな資源管理措置等について

- ① 現在、改正漁業法に基づき漁獲可能量による資源管理が基本となり、TAC 候補種について、数量管理にむけた具体的な検討が進められている。

瀬戸内海においては、小規模かつ多くの漁業種類によって、水産資源が漁獲されることに加え、遊漁者が多いことなどから、数量による資源管理が馴染まないものが多いと考えられる。したがって、TAC 候補種の数量管理の検討に当たっては、海域の実態に応じて、TACのみを前提とすることなく、漁業者がこれまで実施してきた資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、遊漁による実態を含め、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSY ベースでの漁獲量管理を行わないこと。

- ② IQ 導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。
- ③ 漁獲可能量の配分は地域の漁業の特性を考慮するとともに、都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。
- ④ 漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。
- ⑤ 広域的に回遊する魚種の資源管理については、これまで国の積極的な関与のもと、関係府県が連携して取り組んできたところであるが、新たな資源管理制度のもとにおいても、これまでの連携体制を後退させることがないよう、引き続き国の積極的な関与を継続すること。

V 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところ です。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務づけ、安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化させ、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理すること。

④ 資源管理のための遊漁の組織化・制度化

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則と海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為の問題にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。都道府県域を超えて活動する遊漁の特性を踏まえ、資源管理への参画を目的として、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の制度化を検討すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボートの損害賠償保険加入の義務化

プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活

動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。